

中小企業の経営者が知っておきたい 相続開始時のチェックポイントと生前対策

資料作成：税理士 高山 弥生

目次

- 1. はじめに 1
- 2. 相続開始から相続税申告までのスケジュール 1
- 3. 相続が発生したら 1
- 4. 生前にできる対策 6
- 5. おわりに 8

中小企業の経営者が知っておきたい 相続開始時のチェックポイントと生前対策

■ 1. はじめに

中小企業の経営者は、会社の株主でも多く、その株は経営権であるため、会社を継ぐ立場の人が相続しなければ、経営に支障がでる恐れがあります。経営者と会社は非常に密接な関係にありますので、経営者の相続では、通常の相続手続きに加えて会社のことを考える必要があります。

本稿では、下記の相続スケジュールの間に、どのようなことをチェックし、行えばいいのか、また、生前対策として何が必要であるのかを解説していきます。

■ 2. 相続開始から相続税申告までのスケジュール

死亡届提出・・・7日以内

遺言書の有無の確認

相続人の確認

相続財産の確認（相続開始前3年以内贈与財産、相続時精算課税適用財産）

相続の放棄・限定承認・・・3か月以内

準確定申告・・・4か月以内

根抵当設定された物件の登記・・・6か月以内

相続税の申告・納税・・・10か月以内

■ 3. 相続が発生したら

人が亡くなると、亡くなった人の財産の移転が起こります。これを相続発生、相続開始といいます。亡くなった人は、財産を引き継がれる受け身の立場です。被相続人と呼ばれ、財産を引き継ぐ立場の人は相続人と呼ばれます。

チェックポイント1 遺言があるかどうか

遺言には、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3種類があります。通常よく用いられるのは、自筆証書遺言と公正証書遺言です。

自筆証書遺言は、遺言者が自分で書きますので、形式不備で無効となる可能性があり、保管も遺言者が行うため、紛失や偽造、破棄の恐れがありますが、

2020年7月からは、遺言書保管制度がスタートし、法務局で自筆証書遺言を保管してもらう場合、紛失などの心配はなくなりました。遺言書保管制度を利用した場合で、指定者通知を希望した場合、遺言者が亡くなったときに、通知対象の人に対して遺言書が保管されている旨の通知が届きます。

公正証書遺言で作成した場合、平成元年以降に作成された公正証書遺言は、全国の公証役場において、公正証書の有無および保管公証役場を検索することができます。

自筆証書遺言で作成し、遺言書保管制度を利用していない場合と公正証書遺言で作成した場合は相続が発生しても通知はきませんので、遺言書があるのかどうかわかりません。相続人は被相続人が生前に書き残したものがないか、公正証書遺言の場合は公証役場に確認に行くなどして、遺言があるかどうかを確認する必要があります。

遺言がある場合、遺言通りに財産を分けることとなります。遺言があっても、相続人と受遺者（遺言によって財産を受け取る人）全員の合意があれば分割協議（相続人と受遺者による話し合い）により財産を分けることができます。

チェックポイント2 相続人は誰になるのか

誰が相続人になるのかは、被相続人の出生から死亡までのすべての「戸（除）籍謄本」「改正原戸籍謄本」を取得して調査します。相続人になれる人は民法によって決まっており、配偶者は必ず相続人となります。被相続人から見て子（第1順位）、親（第2順位）、兄弟姉妹（第3順位）が相続人となりますが、上位の人がいる場合、下位の人には相続人になれませんので、子がいる場合、親や兄弟姉妹は相続人とはなりません。

第1順位の子が相続開始前に死亡している場合、子にさらに子（被相続人から見て孫）、孫がいなければひ孫・・・と続いて相続人となります。これを代襲相続といいます。第2順位の親が相続開始前に死亡している場合は祖父母、曾祖父母・・・と遡ります。第3順位の兄弟姉妹がすでに死亡している場合、甥・姪までが相続人となり、それ以上は相続人とはなりません。

兄弟姉妹が相続人となる場合には、相続人が誰であるかの確認に漏れがないように、両親の出生から死亡までのすべての「戸（除）籍謄本」「改正原戸籍謄本」を取得して、兄弟姉妹を確認します。また、相続人になる人がすでに死亡している場合には、その人の出生から死亡までのすべての「戸（除）籍謄本」「改正原戸籍謄本」を取得して、代襲する身分の人がいないかどうかを確認する必要があります。最近は、離婚・再婚・養子縁組など家族関係が複雑になってきていますので、しっかりと戸籍を確認する必要があります。

チェックポイント3 法定相続分はどうか

民法では、被相続人の財産に対して、各相続人の取り分として定められた割合があり、それを法定相続分といいます。法定相続分は相続人の組み合わせで変わります。配偶者と子が相続人の場合は配偶者 $1/2$ 、子 $1/2$ 、配偶者と直系尊属が相続人の場合は配偶者 $2/3$ 、直系尊属 $1/2$ 、配偶者と兄弟姉妹の場合は配偶者 $3/4$ 、兄弟姉妹 $1/4$ となります。

チェックポイント4 遺留分の確認をする

被相続人が遺言を残しており、遺言の内容によれば、相続人のうち1人にすべての財産を承継させるとされた場合、他の相続人は本当に1円ももらえないのでしょうか。遺言での完全自由な財産の処分を認めてしまうと、財産を承継できる立場の相続人の期待があまりにも裏切られてしまうため、民法では、遺留分という最低限相続人がもらえる財産の割合が定められています。遺留分を侵害する遺言書があった場合には、遺留分侵害額請求ができます。

相続人全体としての遺留分は基本的に財産全体に対して $1/2$ ですが、直系尊属のみが相続人の場合は $1/3$ となり、兄弟姉妹のみが相続人の場合遺留分はありません。相続人が複数人いる場合は遺留分を法定相続分で分けます。相続人が配偶者と子二人がいる被相続人が愛人に全部渡すという遺言を残した場合であっても、配偶者と子は財産全体の $1/2$ に対して権利があり、それを法定相続分で分けますから、配偶者と子2人は $1/4$ 、 $1/8$ 、 $1/8$ の取得割合となります。

チェックポイント5 贈与財産の確認をする

被相続人が相続人に対して生前に贈与しており、すでに被相続人の財産ではなくなってしまうものであっても、相続開始前3年以内に暦年課税贈与された財産は相続財産に加算する必要があります。これは、亡くなる直前に贈与をすることで相続税負担を軽くしようとする駆け込み贈与による租税回避を防ぐ意味合いがあります。これが、令和5年度税制改正により令和6年の贈与から7年に延長されます。

相続時精算課税制度適用による贈与財産は全額相続財産に加算する必要がありましたが、こちらは令和5年度税制改正により、令和6年より贈与額から年間110万円を控除したあとの金額を相続財産に加算することになりました。

死亡前7年間の贈与は暦年課税よりも相続時精算課税制度を適用した方が、基礎控除110万円分を相続財産に加算しなくて済むため有利となります。暦年課税贈与を行ってきた場合には、平均寿命に近くなってきたときに、相続時精算課税制度に切り替えるなどの対応が必要でしょう。

これらの生前贈与は相続財産に加算することを忘れやすく、調査で指摘されやすい財産のひとつとなります。経営者の方は相続対策として生前贈与を行っている方も多いと思われますので、今回の改正内容は贈与方法を再考する必要のある方も多いのではないのでしょうか。

チェックポイント6 財産・債務の確認を確認する

相続では被相続人の財産・債務の特定が非常に重要となりますが、経営者の相続では、自身の経営する会社への貸付金、会社の株式、保証債務は特に気を付けたいところになります。

チェックポイント7 会社への貸付金を確認する

会社への貸付金は、経営者にとっては将来、会社から返してもらえるものであるため相続財産となります。会社への貸付金は、会社の資金繰りが厳しいがゆえに経営者が貸し付けていたものであることが圧倒的に多く、いつ返済してもらえるかわからない財産であることが多いため、すぐに現金化できないと考えていた方がよいでしょう。この場合、会社への貸付金を相続した人は、相続税を納めるにあたり、自分の手持ち資金から納めなくてはなりませんので、他の預金と一緒に相続するなど、分割のときに工夫が必要になります。

チェックポイント8 会社の株式を確認する

中小企業の株式は、非上場株式とも呼ばれるもので、財産状態、経営成績の良い会社は思いのほか評価額が高くなる場合があります。会社の株は経営権ですから、そう簡単に手放すわけにはいきませんし、たとえ売って現金化したいと思っても上場株式のようにはいきません。相続税額が発生しても、換金できないため納税資金の原資にはできず、会社への貸付金同様、相続するときには注意が必要な財産となります。ただし、非上場株式等についての相続税の納税猶予および免除の特例等（法人版事業承継税制）の認定を受けている非上場会社の株式等を相続した場合には、納税が猶予されますので、認定を受けているかどうか確認が必要です。

チェックポイント9 保証債務を確認する

保証債務は、債務者が債務を履行しない場合に、保証人が債務を支払うことになる契約です。簡単にいうと、借金をした人が返済しない場合に、代わりに返済をすることですが、この「保証人の立場」は相続の対象となります。債務そのものを相続するわけではないので注意してください。被相続人が会社の保証人になっていたら、その「立場」を相続人の誰かが引き継ぐ必要があるのです。

相続税の計算においては、債務控除とって、財産から債務を控除し、純資産に対して税額を計算することになっていますが、保証債務は債務控除の対象となりません。保証債務を履行した場合は求償権の行使により補てんされるとい性質を有するため、確実な債務とはいえないので債務控除はできないのです。

ただし、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため、保証人がその債務を履行しなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償権を行使しても弁済を受ける見込みのない場合には、その弁済不能部分の金額については、債務控除の対象となります。

チェックポイント10 根抵当の付いた物件を確認する

根抵当権の付いた物件を相続する場合、注意しなければならない点はいくつかあります。根抵当権とは、「極度額」という金額の上限を定めて、その範囲であれば何度でも借り入れや返済が可能です。抵当権設定には登記費用がかかり、返済終了すると抵当権は抹消されますが、根抵当権は抹消されません。根抵当権を設定しておけば、その都度抵当権を設定して登記費用を負担する必要がないという利点があります。

そのため、事業資金が必要となったときにいつでも借りられるように、経営者が自分の自宅を担保に入れ、根抵当権を設定するということがよくあります。根抵当権は相続開始から6か月以内に登記を行わないと、元本が確定し、根抵当権としての効果が失われてしまいますので、誰が相続するのかを早めに決めて登記を行うことが必要です。

返済が滞った場合、金融機関は抵当権が設定された土地や建物を差し押さえたり、競売にかけたりできます。もし、根抵当権の設定された物件を、事業を引き継がない相続人が相続するのは、いつ何時物件を差し押さえられるかわからないという不安定な状態となってしまいますのでおすすめできません。

チェックポイント11 「会社」をどう相続するか

会社は法により独立した人格を持つものと扱われており、会社そのものを相続することはできません。会社が所有する財産も被相続人の財産ではないため、相続の対象には含まれません。

被相続人が代表取締役や監査役といった地位に就いていたとしても、その地位を相続することはできません。これらの地位は、被相続人が会社との委任契約によってついていたものですから、死亡によって契約関係は消滅します。

「会社を相続する」という表現は会社の株式を相続することと同義です。株主の権利のうち、最も重要なものが株主総会における議決権です。株主は、その持っている株式の数に応じて株主総会での決議に加わることができます。

普通決議では、過半数の株式を持つ株主が出席して、その議決権の過半数の賛成で決定します。役員を選任や配当の支払い、役員の報酬などがこれにあたります。被相続人が代表取締役ですべての株を所有する株主でもあった場合は、被相続人の所有していた株式を承継した相続人が株主となり代表取締役を決めることとなります。

また、定款の変更、減資、解散のような重要な議題では、過半数の株式を持つ株主が出席して、その議決権の2/3以上の賛成で決定することとされています。さらに議決の要件が厳しく定められている事項もありますが、ほとんどの場合、株式の2/3以上を所有することで、重要事項の決定権を手にすることができます。

相続人が会社の株式を相続し、後継者となり経営に携わっていくのであれば、安定した経営支配が可能となる2/3以上の株式を取得、少なくとも過半数を取得することが望ましいといえます。

財産の大部分を会社の株式が占めている場合、会社後継者が安定した経営支配が可能となる2/3以上の株式を相続しようとしても、他の相続人の相続分が少なくなるため納得が得られず、遺産分割協議がまとまらないこともあります。そのような揉め事を避けるためには、相続発生の前から、つまり経営者の生前から対策を行うことが必要です。

■ 4. 生前にできる対策

(1) 遺言書を作成する

遺言書を作成しておくことは、会社の経営を後継者へ引き継ぐためには絶対必要なことといえます。先代経営者の考えを明確にしておくことは、遺産分割の争いを避けるうえでも一定の効果が期待できます。

(2) 遺留分

後継者以外にも相続人がある場合、その人たちの「遺留分」に対する配慮も必要です。後継者以外の相続人に残される財産が遺留分に満たない場合は、「遺留分侵害額請求」が行われ、話し合いでも解決しなければ訴訟にまで持ち込まれることもあります。

遺留分を計算するときには、相続開始前10年以内に行われた特別受益と呼ばれる被相続人の生前に行われた贈与も含めて計算します。特別受益とは、複数人いる相続人のうち、特定の相続人のみが被相続人から生前贈与・遺贈・死因贈与を受けて得た利益のことです。

被相続人が遺言などで特別受益の持ち戻しを望まない場合、遺言などでその旨意思表示していれば、基本的にその通りに遺産を分けることとなります。こ

これを「特別受益の持ち戻し免除の意思表示」と呼びます。特別受益の持ち戻し免除はあくまで遺産分割に対するものであり、遺留分計算における特別受益の持ち戻し免除は認められていませんので、後継者に対しては会社の株式を、他の相続人に対してはその株式以外の財産を、各人の遺留分を侵害しないように分け与えたいところになります。

(3) 株式の評価額を下げる

被相続人の財産のうち、株式の評価額を下げることで全財産中における株式の比率を下げることは後継者以外の遺留分を減少させることができますし、後継者の納税対策にもなります。そのためには、株式の評価額を下げる必要があります。

中小企業には、なぜ上場していないのかと不思議なくらい優良会社もありますし、小さな零細企業もあります。非上場株式の原則的な評価方法は、事業内容が類似する上場会社の株価をベースに計算する「類似業種比準価額方式」、会社が解散するとき株主の権利である残余財産をベースに調整を加えて株価を計算する「純資産価額方式」またはこれらの「併用方式」で、会社の規模によってどの方式を採用するかが決められています。

いずれの方式でも純資産価額は評価計算の要素を構成しているので、純資産価額を減らすことで非上場株式の相続税評価額を下げるすることができます。方法としては、被相続人へ死亡退職金を支払う、含み損のある資産を売却する、借入金により投資不動産を購入する、高収益部門を別会社にする、などがあります。

(4) 事業承継税制の適用を考える

後継者が納税に苦慮するであろう場合に、考えたいのが先ほども少し触れた「事業承継税制」と呼ばれる制度を活用です。非上場会社の株式の贈与を受け、または相続した後継者は、一定の要件の下でその贈与税、相続税の納税の猶予、免除を受けることができます。この事業承継税制の適用を受けると、発行済み株式の2/3までの部分に対する相続税の80%相当額（贈与税では100%）の納税猶予が認められ、贈与者、後継者の死亡時等一定の場合にはその猶予額が免除されます。

10年間の時限立法として、全株式に対する税額の100%の納税猶予、免除が認められる特例制度が新設されています。特例の認定を受けるためには、特例承継計画の提出が必要ですが、提出期限が1年延長され、令和6年3月31日となっています。まだ間に合いますので、検討してみたいはいかがでしょうか。

(5) 会社を相続したくない場合

会社が業績不振に陥っている上に、被相続人が多額の会社債務の保証を行っていてその保証人の立場を引き継がねばならず、会社が倒産してしまったときに後継者自身も多額の負債を負う可能性があり、会社を継ぎたくない場合には、相続放棄という方法があります。

相続放棄は、被相続人のすべての財産・債務を一切引き継ぎません。預金を下ろして使ってしまった、車の名義を自分に書き替えてしまったなど、被相続人の財産を動かしてしまうと相続放棄はできませんので注意してください。

相続放棄の手続きは、相続の開始があったことを知ってから3か月以内に、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出します。

(6) 限定承認

相続財産が債務超過の状況にあるかどうか不明な場合、どうしても相続財産の中で必要なものがある場合などに、相続人が相続財産から被相続人の債務を清算して、債務が余っても相続人は引き継ぐ必要はなく、財産が余ればそれを引き継ぐという方法です。相続人全員が共同で家庭裁判所に申述する必要があります。

■ 5. おわりに

会社の経営者の相続では、通常の相続に加えて、やはり会社の株に配慮する必要があります。株式は経営権であるため、後継者が安定した経営ができるよう、一定数の株式を相続できるように遺留分に配慮した遺言を書き、相続人同士が財産の分割で揉めないようにする、相続財産のほとんどが会社の株であるということも少なくないため、相続税負担を軽減できるような対策をとる、といった生前対策が重要となってきます。現在の経営者が認知症になってしまうと、これらの対策が採りにくくなることが考えられますので、元気な今うちに対策を講じることが大切です。

【著者プロフィール】 高山 弥生 たかやま やよい

相続サポートセンター 税理士

経歴

1976年埼玉県出身。

一般企業に就職後、税理士事務所へ転職。

「顧客にとって税目はない」をモットーに、専門用語をなるべく使わない、わかりやすい本音トークが好評。

東京税理士会 京橋支部所属（登録番号：116324）